

特定施設・団体等との随意契約一覧

1. 契約締結前の公表事項（事前公表）

No.	事業名称	事業場所	事業（契約）の内容	契約の相手方の決定方法又は選定基準	申請方法	この事業に対する連絡先
1	多世代交流施設整備事業用地草刈り等業務	多世代交流施設整備事業用地（名護市大中地内）	多世代交流施設整備事業用地における草刈り等業務	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。</p> <p>本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。</p> <p>臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。</p> <p>名護市、国、その他自治体と同種の契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。</p>	<p>1. 見積書提出</p> <p>提出期限：令和6年5月2日(木)13時まで</p> <p>提出先：名護市こども家庭部子育て支援課</p> <p>子ども政策担当</p>	<p>問合せ先：こども家庭部子育て支援課こども政策担当（金城）</p> <p>電話：0980-53-1212（内線384）</p>

2. 契約締結後の公表事項（事後公表）

No.	契約の相手方	契約締結日	契約金額	契約の相手方とした理由
1	契約の締結後に公表いたします。			